

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月22日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	高松琴平電気鉄道株式会社 高松市栗林町2丁目19番20号	
大規模小売店舗の名称及び所在地	コトデン瓦町ビル 高松市常磐町1丁目3番地1ほか	
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場の位置及び収容台数	
	変更前	位置 別図のとおり 収容台数 502台
	変更後	位置 別図のとおり 収容台数 502台
	2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	
	変更前	出入口の数 14箇所 位置 別図のとおり
	変更後	出入口の数 14箇所 位置 別図のとおり
※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。		
変更年月日	平成24年10月16日（大規模小売店舗の施設の配置に関する事項） 平成24年2月16日（大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項）	
変更理由	駐車場の位置変更のため	

2 届出年月日

平成24年2月15日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成24年2月22日（水曜日）から同年6月22日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年6月22日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ